箕面市生活支援サポーター養成研修実施要領

１．目的

市は、「箕面市訪問型サービスＡの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」第５条に基づき、生活援助等に必要な知識及び対人援助技術等に関する研修（箕面市生活支援サポーター養成研修）を実施することにより、同事業の担い手（以下「生活支援サポーター」という。）を養成し、サービスの質及び提供体制の確保を図る。

２．内容

市は、大阪府介護職員初任者研修指定事業者（以下「事業者」という。）が実施する箕面市生活支援サポーター養成研修（以下「養成研修」という。）を修了した者に対して、箕面市生活支援サポーター養成研修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

３．研修カリキュラム等

・事業者は、生活支援サポーターとして従事することに関心がある者を対象として、市が定めるカリキュラム（別紙１）により、12 時間（座学）以上の研修を実施する。
・研修講師の要件については、「講師要件一覧」（別紙２）のとおりとする。
・各科目の到達目標、評価、内容については別紙３のとおりとする。
・事業者は、市が定めるカリキュラムをふまえ、研修テキストを作成または購入し、受講者に無料で提供する。

４．研修修了者

・事業者は、修了評価として、別紙３の到達目標・評価の基準に基づき、筆記試験（選択式）による基本的事項の理解確認の評価を行い、研修修了者の結果を市に報告する。
・市は事業者からの報告に基づき、研修修了者に対して修了証書（様式第１号）の交付を行い、箕面市生活支援サポーター養成研修修了者台帳（様式第２号）を作成し、研修を修了した者について当該台帳に記録するものとする。

５．日程・場所・受講費

・養成研修の日程は、令和７年３月末日までの間で、事業者が設定する。
・養成研修の開催場所は事業者が確保する。
・養成研修の開催は、オンライン型、会場型のどちらでも可能とする。
（オンライン開催の場合、開催に必要な機材等は事業者が確保する。）
・受講費は、テキスト代を含め一人あたり１万円以内とし、市からの補助により受講者負担は実質無しとする。

６．実施手順（「実施フロー」（別紙４）参照）

①事業者は、実施計画書（実施日時・場所、カリキュラム、定員・対象者、受講者募集の手法、修了証の様式、受講修了者の従事支援の手法等）等の必要書類を市に提出する。

②市は、実施計画書等の内容を審査し、指定する条件と合致すると認められる場合のみ、事業者に対して箕面市生活支援サポーター養成研修内容の承認を行う。

③事業者は、市からの承認通知後に受講申込の受付を開始し、受講者が確定した段階で交付申請を行う。

④市は、交付申請内容を審査し、交付決定を行う。

⑤事業者は、実施終了後に、実績報告書に必要書類（実施日時・場所、カリキュラム・使用テキストの写し、研修風景写真、受講者名簿、修了評価結果等）を添えて、市に提出する。

⑥市は、実績報告内容を審査し、補助金を交付する。

７．補助金

補助金は、研修修了者１名につき１万円または受講者１人あたり研修経費のうち、低い方の金額を上限とする。

※研修カリキュラムに全て出席し、修了証を取得したものを研修修了者とする。

８．その他

事業者は、受講者募集のための広報を行い、市は市ホームページ掲載および関係機関への周知等の協力を行う。